

公益社団法人埼玉県臨床検査技師会 総会規程

(総則)

第1条 公益社団法人埼玉県臨床検査技師会の総会運営は、定款及び組織運営規程によるほか、この規程の定めるところによる。

(司会者)

第2条 司会者は、会長が指名し、議長決定までの会議の責任を持つものとする。

(議長の選出)

第3条 司会者は仮議長となって、出席している正会員の中から議長を選出する。

2 議長は1名または2名とする。

(総会表決の委任)

第4条 正会員が、総会に出席できない場合、または書面表決もできない場合は、出席正会員を代理人として、委任状により表決を委任するものとする。

2 前項により委任を受けた代理人は、その委任状を総会に提出しなければならない。

(資格審査委員会)

第5条 議長は、出席者の資格を審査するため、資格審査委員会を設けるものとする。

2 資格審査委員会の委員は、原則として1ヵ月前に総会に出席する正会員の中から、各地区1名選出し、理事1名をもって任命する。

3 委員長は、地区選出委員の互選による。

(審査結果の報告)

第6条 資格審査委員会は、出席者、書面表決票及び委任状により、構成員の資格を審査し、委員長は資格審査の結果を総会に報告しなければならない。

(議事運営委員会)

第7条 議長は、会議を円滑に運営するため、総会にはかり、議事運営委員会を設けるものとする。ただし、資格審査委員会が兼ねることができる。

(議事運営)

第8条 議事運営委員会は、次の各号を審議し、その結果を総会に提案する。

- (1) 議事日程の時間の割振りと変更
- (2) 会議混乱のときの収拾、その他事故ある場合の処置
- (3) 動議の受付ならびにその処置
- (4) その他議事運営に必要な事項

(書記)

第9条 議長は、会議の議事を記録するため、書記2名を任命しなければならない。

(議長の宣言)

第10条 議長は、会議の成立を宣言する。ただし、出席者が定数に満たないときは、休憩または散会あるいは延会を宣言する。

2 議長は、案件を議題とするときは、その旨を宣言する。

(発言者)

第11条 会議で発言する場合は、議長に通告し、その指名を受けなければならない。議長から指名を受けたときは、発言に先だち、所属、氏名を明確にし、終了後はその要旨を書面で提出しなければならない。

(議案提出及び動議)

第12条 総会に提案する場合は、次の各号によらなければならない。

- (1) 提案要旨を書面にて、総会の日々の20日前までに会長に提出すること。
- (2) 修正動議は書面にて、議事運営委員長を通じ議長に提出すること。
- (3) 緊急の事情により、総会当日に提案する場合は、その事由と要点を議事運営委員長に届けること。
- (4) 予算を伴うものについては、必要とする経費を明らした文書を添えること。

(採決)

第13条 採決を行うとき、議長はその表決に付する問題を宣言しなければならない。

(採決の順序)

第14条 採決の順序は、議長がこれを決め、原案にもっとも遠い修正案より先に採決する。修正案がすべて否決されたときは、原案について採決しなければならない。

(採決の方法)

第15条 採決の方法は、次の各号の一つとする。

- (1) 拍手
- (2) 挙手
- (3) 起立
- (4) 無記名投票

(表決の宣言)

第16条 表決を行った場合、議長はその結果を宣言する。

(発言停止、退場)

第17条 この規程に違反し、議長の注意に従わない者は、発言の停止あるいは退場させる

ことができる。

(規程の改廃等)

第 18 条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

(細則)

第 19 条 この規程の施行に関し、必要な事項は理事会で別に定める。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。